平成26年度第1回入札監視委員会の審議概要

開催日時 平成26年5月28日(水)午前9時00分から午前11時50分まで

場 所 人吉市役所 3階第1会議室

出席委員氏名 井上 亮二 委員長

寺床 住夫 委員

立山まき子 委員

德澄 静浩 委員

奥村 高史 委員

審議対象期間 平成25年10月 1日~平成26年 3月31日

対象工事件数 8 9 本 抽出審議案件 6 本

質 問	回 答
	報告事項について 入札・契約の手続きの運用状況の報告につい て
抽出審議工事 1:史跡大村横穴群西群 I 工区 保存修理工事	(事務局から入札・契約事務の経過について 説明する。)
(1) 今回の工事は設計変更しており、その変更の 内容については、専門会議で決定したとのこ とだが、専門会議で工事の指導なども行うの か?	(1) 工事の工法を必ず文化庁及び有識者会議(専門会議)に諮って確定したのち設計、工事を 行います。
(2) 専門会議のメンバーはどのような方がいる のか?	(2) メンバーの対象としては全国各地となりますが、文化庁や県の文化課に確認し、主に大学に在籍しておられる方などで、九州を中心とした文化財の専門家の方がいます。文化庁や県も会議に入ります。
(3) 広範囲にわたる史跡の工事を計画的に行う のか?	(3) 今回の工事につきましては、大村横穴群西群 に的をしぼった工事ですが、全体的な工事に つきましては同時進行で策定している保存 管理計画書にそって進める予定です。

(4)

工事範囲が広範囲にわたるが、工事のたびに 専門会議を開くのか?

また、亀裂等は日常的に点検等を行っている か?

(5)

基本的には国の補助事業となるのか?

(6)

補助率はどのくらいか?

(7)

竣工後に文化庁からの検査があるのか?

抽出審議工事2:人吉 IC 交通結節点トイレ 設備工事

(1)

人吉 IC の高速バス待合所にトイレが増築さ れているが、建物自体は別工事となるのか?

(2)

土地の所有者は誰なのか?

(4)

工事毎に専門会議を開催します。

今回の工事の分につきましては、平成22年 度に落石が発生し、近くに人家もあり、人命 のか、どのようにして亀裂等がわかったの一にも関わるものですから工事をすることと なりました。急傾斜地でもありますので、急 傾斜地事業を所管しております県に問い合 わせたところ、県の事業ではできないとのこ とであったので、補助事業である文化財保護 での工事を行うこととなりました。

(5)

そうなります。

(6)

国が50%、県が最大5%、残りは市で負担 となります。

(7)

特に検査はありませんが、文化庁から来庁さ れた際に説明する予定です。

(事務局より入札・契約事務の経過について 説明する。)

(1)

本工事はトイレの衛生設備の工事であり、ト イレの建物本体の工事は別工事として発注 しています。

(2)

管理自体はNEXCO西日本となりますが、 所有者は日本高速道路保有債務返済機構に なりますので、占用申請をして整備していま す。

工事の概要をみると、電気設備工事もあるが、なぜ管工事なのか?

(4)

下水道は近くまできていたのか?

(5)

管理はNEXCO西日本で、高速バス利用者の利便性が高くなっているが、今回の工事に対するNEXCO西日本の負担はあるのか?

抽出審議工事3:人吉市老人福祉センター改 修工事

(1)

建物本体の改修で温泉自体はそのままか?

(2)

湯温、湯量等で新たに掘削の必要等は無かったのか?

(3)

今回の工事の内容としましては、電気工事と 管工事の複合工事となります。本来ならば分 離発注するものでありますが、今回のような 小規模な工事につきましては、分離発注する ことによって経費が高くなる場合がありま すので、一緒に発注しております。また衛生 設備工事が全体に占める割合が大きかった ので、管工事で発注しております。

(4)

城山薬品の自動販売機の近くまできていたので、別工事で接続しています。

(5)

NEXCO西日本につきましては、あくまで高速道路の管理者でありますので、占用物につきましては原因者が負担することになります。バス待合所につきましては人吉市ではなく、人吉・球磨10市町村で構成されております人吉・球磨地域公共交通活性化協議会で整備し、トイレは人吉市で整備しておりますが、維持管理につきましては各市町村の負担金で行います。また、電気代につきましては九州産交バスが負担しております。

(事務局より入札・契約事務の経過について 説明する。)

(1)

そのままです。

(2)

湯温、湯量等に問題はありませんでした、エ 事による影響もありませんでした。

あまりにも変更額が大きいが、事前にわから なかったのか?

(4)

カバー工法とは?

(5)

昭和45年に建築されて以来、初めての本 各的な改装か?

(6)

1回目の変更契約が工期延長のみで、2回目の変更契約が設計変更で増額となっており、 工期の6日前に変更契約をしているが、変更 契約後に変更分の工事を行っているのか?

(7)

建物が古いので、改修ではなく解体して新築 した場合はどのくらいかかるのか?

抽出審議工事4:人吉市老人福祉センター太 陽光発電設備工事

(1)

隣に2階建ての家があり、影になると思うが、きちんと発電できるのか?

(2)

この工事の財源は補助金だと思うが、補助率はいくらか?

(3)

変更額の大きな部分を占めるのがアルミサッシです。既設アルミサッシを取外し通常通りに新規アルミサッシを取付ける施工を予定していたが、現場を確認したところ通常のサッシ取付けでは施工が困難であったため、サッシの工法をカバー工法に見直したため変更額が大きくなりました。

(4)

既存の窓のサイズを計って、その窓枠の上に サッシをかぶせる工法です。

(5)

本格的な改装は今回が初めてです。

(6)

改修工事ですので、施工中に様々な問題が 発生し、検討に時間を要しましたので、まず 工期を延長し、その後請負金額の変更契約を かわした後、工事に着手しております。

(7)

概算ではございますが、鉄筋コンクリート造で今の広さですと、改築した場合には1億2 千万円位かかると思われます。

(事務局より入札・契約事務の経過について 説明する。)

(1)

メーカーから提示された計画書によると十 分な発電量が確保されております。

(2)

補助金名は、熊本県市町村等再生可能エネルギー等導入促進事業補助金で、補助率は100%となります。

太陽光パネルの枚数は何枚か、もう載せているのか?

(4)

太陽光パネルの種類が色々あるが、どのようなパネルをのせるのか?

(5)

蓄電とあるが売電はしないのか?

(6)

電気は余らないのか?

抽出審議工事 5:中青井第1号線道路補修工事

(1)

2回不落になっているが、業者の積算と市の 積算とが乖離しているのではないか?

(2)

公共工事設計労務単価等の改定に伴う特例 措置やインフレスライド条項の適用はない のか? (3)

24枚で発電量が5KWで、6月にパネルを 載せる予定です。

(4)

今回載せる太陽光パネルは単結晶です、小中 学校については多結晶のパネルを載せてお り、能力的には多結晶のパネルの方が発電量 が大きいのですが、今回の工事につきまして は建物の面積がそんなに広くないので能力 的には単結晶で十分です。

(5)

今回は災害用としての設置ですので蓄電の みです。

(6)

照明の配線が蓄電池からになるので、常時蓄 電池に充電するかたちとなり余剰はないと ころです。

(事務局より入札・契約事務の経過について 説明する。)

(1)

人件費につきましては今年2月に労務単価 の引き上げがありました。資材につきまして は毎月の建設物価等で最新の単価を確認し ながら積算していますので、乖離していると は考え難いです。

(2)

特例措置につきましては2月1日以降に入 札する工事が対象となりますので、1月23 日契約の本工事は対象外となります。

インフレスライド条項につきましては対象 となりますが、受注者からの請求になります が、請求はありませんでした。

なお、特例措置等につきましては、市ホーム ページに掲載し、また工事担当者より、各受 注者へ個別にお知らせしております。

春の観光シーズンも工事をしたのか?

(4)

当初契約の工期は、2ヶ月間で、変更で6ヶ月間に延びているが、大丈夫なのか?

(5)

発注時点で年度内には終わらないとわかっていたならば、3月議会で繰越明許し、新年度から工事をするべきだったのでは?

抽出審議工事6:大川間川外河川災害復旧工事

(1)

業者を入替えての2回入札をされ、最後は不 落随契となっているが、指名業者はどのよう に見積もっているのか、閲覧できる資料は図 面だけなのか?

(2)

法面全体をブロック積みするのではなく、崩れたところだけ修復するのか?

(3)

元々石積みしてあったところが崩れたのか?

(3)

当初は3月中には工事が完了する予定でしたが、資材の手配や交通誘導員の確保の問題があり、工期を延期することになりました。その際に近隣観光施設との協議を行い、春の観光シーズンの施工は難しいとのことでしたので、シーズン中は測量等影響が少ない作業を行い、ゴールデンウィーク後に工事に着手しております。

(4)

実情にあわせて最善の方法で現場の対応を していきます。

(5)

当初は3月中に竣工予定で発注していましたが、工事を進めていくなかで当時の社会情勢等から3月中の竣工が難しくなったので3月議会後に市長の専決処分で繰越明許しております。

(事務局より入札・契約事務の経過について 説明する。)

(1)

図面と工法及び設計数量の内訳や仕様を記載し、金額を抜いた設計書を閲覧資料で用意 しております。

(2)

災害復旧の基本は原型復旧となるので、崩れ た法面の部分のみブロック積みで復旧しま す。

(3)

はい、そうです。